

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	海南市 地方税、保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、地方税、保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税、保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納金の処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	1.収納消込システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
1.納付情報ファイル 2.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第24,44,85,100項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会を実施する ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48,69,70,71,115,116,117,131,132項 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課【個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税】 くらし部 高齢介護課【介護保険料】 くらし部 保険年金課【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】
②所属長の役職名	税務課長 高齢介護課長 保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 総務部 税務課【個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税】 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8418 海南市役所 くらし部 高齢介護課【介護保険料】 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8761 海南市役所 くらし部 保険年金課【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8435
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、eラーニングにて特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	岡島 正幸	中 圭史	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年4月1日	I-5-②所属長	税務課長 中 圭史 高齢介護課長 瀬野 耕平 保険年金課長 岡田 慎司	税務課長 中 圭史 高齢介護課長 瀬野 耕平 保険年金課長 中納 亮介	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-7-請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	住所の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-8-連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	住所の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成30年4月1日	I-5-②所属長	税務課長 中 圭史	税務課長 橋本 伸木	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	税務課長 橋本 伸木 高齢介護課長 瀬野 耕平 保険年金課長 中納 亮介	税務課長 高齢介護課長 保険年金課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	II-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	II-2-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年1月1日	II-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年1月1日	II-2-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和4年3月14日	I-1-②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納金の処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納金の処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月14日	I-3-法令上の根拠	番号法別表第一の第16、59、68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、同法別表第1の16の項、30の項、59の項、68の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条、第46条及び第50条	事前	
令和4年3月14日	I-4-①実施の有無	①実施しない	①実施する	事前	
令和4年3月14日	I-4-②法令上の根拠	情報提供及び情報照会を行わない	■情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、同法別表第2の27の項、82の項、94の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条、第43条の2の2、第47条	事前	
令和4年3月14日	II-1-いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月14日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和4年3月14日	IV-6-情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和4年3月14日	IV-6-目的外への入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年8月29日	表紙 公表日	令和4年3月14日	令和7年8月29日	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、同法別表第1の16の項、30の項、59の項、68の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条、第46条及び第50条	・番号法第9条第1項、別表第24,44,85,100項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条、第46条、第50条	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-4-② 法令上の根拠	■情報照会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号、同法別表第2の27の項、82の項、94の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条、第43条の2の2、第47条 ■情報提供は実施しない	■情報照会は実施する ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令 第2条の表48,69,70,71,115,116,117,131,132項 ■情報提供は実施しない	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-8 判断の根拠	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-9 実施の有無	自己点検	外部監査	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	IV-11 判断の根拠	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更